

(身分を示す証明書)
第十条 法第十二条第二項の証明書は、別添様式によるものとする。

附則

この省令は、公布の日から施行する。
附則 (平成一五年五月三〇日法務省令第四〇号)

この省令は、平成十五年六月一日から施行する。

附則 (平成一六年四月二八日法務省令第四〇号)

この省令は、中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十六年四月三十日）から施行する。

附則 (平成一六年一二月一六日法務省令第八九号)抄

（施行期日）
第一条 この省令は、平成十七年一月一日から施行する。

附則 (平成一七年二月二四日法務省令第十九号)抄

（施行期日）
第一条 この省令は、平成十七年三月七日から施行する。

附則 (平成一七年七月二九日法務省令第八一号)抄

（施行期日）
第一条 この省令は、有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）の施行の日から施行する。

附則 (平成一七年九月三〇日法務省令第九号)抄

（施行期日）
第一条 この省令は、債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律（次条第四項において「改正法」という）の施行の日（平成十七年十月三日）から施行する。

附則 (平成一八年二月九日法務省令第一五号)抄

（施行期日）
第一条 この省令は、会社法の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。

附則 (平成一九年三月三〇日法務省令第一四号)

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附則 (平成一九年九月二八日法務省令第五七号)抄

（施行期日）
第三条 この省令は、信託法の施行の日（平成十九年九月三十日）から施行する。

附則 (令和六年三月一日法務省令第七号)抄

（施行期日）
第一条 この省令は、民法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

附則 (平成二一年四月二三日法務省令第二三号)抄

（施行期日）
第一条 この省令は、平成二十四年二月二十日から施行する。

附則 (平成二五年三月二一日法務省令第三号)抄

（施行期日）
第一条 この省令は、平成二十四年二月二十日から施行する。ただし、第五条の規定は、平成二十五年三月二十五日から施行する。

附則 (平成二七年三月二七日法務省令第一〇号)抄

（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

附則 (平成二九年六月二三日法務省令第二六号)抄

（施行期日）
第一条 この省令は、平成二十九年七月三日から施行する。

附則 (令和元年七月一日法務省令第二二号)抄

（施行期日）
第一条 この省令は、令和元年七月一日から施行する。

附則 (令和元年七月一日法務省令第三四号)抄

（施行期日）
第一条 この省令は、会社法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（令和四年九月一日）から施行する。

附則 (令和四年八月一八日法務省令第三五号)抄

（施行期日）
第一条 この省令は、令和四年九月一日から施行する。

附則 (令和四年八月一八日法務省令第三五号)抄

（施行期日） （令和四年八月一日）	（登記官の身分を証する書面の様式）
（登記官の名前）	（登記官の氏名）
（登記官の印）	（登記官の印）

様式（第十一条関係）

規制適用区分	規制適用区分の特徴
第一種（第一種の規制適用区分）	規制適用区分に該当する場合は、規制適用区分の規制を受ける。規制適用区分に該当しない場合は、規制適用区分の規制を受ける。
第二種（第二種の規制適用区分）	規制適用区分に該当する場合は、規制適用区分の規制を受ける。規制適用区分に該当しない場合は、規制適用区分の規制を受ける。
第三種（第三種の規制適用区分）	規制適用区分に該当する場合は、規制適用区分の規制を受ける。規制適用区分に該当しない場合は、規制適用区分の規制を受ける。
第四種（第四種の規制適用区分）	規制適用区分に該当する場合は、規制適用区分の規制を受ける。規制適用区分に該当しない場合は、規制適用区分の規制を受ける。